

ボーイスカウト佐賀県連盟

表彰に関する規程

【2024改訂版】

日本ボーイスカウト佐賀県連盟 名誉会議

表 彰 基 準

日本ボ一イスカウト佐賀県連盟

日本ボ一イスカウト佐賀県連盟が行う感謝章、感謝状の贈呈及び善行章、善行綬、スカウティング褒章、特別有功章、有功章、褒状の授与は、公益財団法人ボ一イスカウト日本連盟感謝・表彰規程第2条第1項第2号、第3条第1項第2号、第8条及び第9条の規定に基づき、次のとおりとする。

1 手続き

団、団担当コミッショナー及び理事の推薦、又は名誉会議の発議により、名誉会議の議を経て、理事会の承認を得たうえで贈呈する。

ただし、役員の物故等、緊急の贈呈を要する場合は、事務局において処理した後、名誉会議の議を経て、理事会に報告し追認する。

2 表彰の基準は次のとおりとする。

(1) 感謝章及び感謝状の贈呈

種類	対象	要件
感謝章	① 財政的功労者	a 感謝状を6回以上受けたもの、又は同等以上の功労者 b 1回20万円以上の寄付をしたもの
	② 特に功労の あつたもの	感謝状を数回受賞したもの、又はそれと同等以上の功労の あつたもの 同等以上の功労の対象者は下記のものが退任した時とする a 日本連盟正副トレーナー b 県連盟理事・監事 c 県正副コミッショナー・団担当コミッショナー d 県連盟名誉会議議員 e 県連盟事務局長 f 支援協力団体又は個人(非加盟員を含む)
感謝状	① 財政的功労者	1回5万円以上の寄付をしたもの
	② 特に功労の あつたもの	
	③ 育成団体員	育成団体員として4年以上在籍し、特に功労のあつたもの
	④ 関係者	特別有功章及び有功章を授与される者の配偶者等

(2) 表彰に関する記章及び賞状の授与

種類	対象	要件
善行章	加盟員	a 人命救助を行った者 b 公の団体から善行を表彰された者 c その他、他のスカウトの模範となる者
善行綬	隊、班又は組	a 人命救助を行った隊、班又は組 b 公の団体から善行を表彰された隊、班又は組 c その他、他のスカウトの模範となる隊、班又は組
佐賀県スカウティング褒章	加盟員	a 各種外部大会(スポーツ及び文化関係を問わず)の全国・九州又は佐賀県での顕著な功績があった者 b スカウト及び指導者の模範となった者
佐賀県連盟特別有功章	加盟員	実修所修了の者で、県連に対して多年にわたり特に功績のあった者
有功章	① 隊指導者	隊指導者として通算 10 年以上にわたる功労者又は隊長として通算 6 年以上の功労者
	② 団委員	団委員として通算10年以上にわたる功労者
	③ 団委員長	団委員長として通算6年以上にわたる功労者
	④ 各種委員	各種委員会委員として通算6年以上にわたる功労者
	⑤ 県連役員	県連役員として通算6年以上にわたる功労者
褒 状	① 隊指導者	隊指導者として通算 5 年以上にわたる功労者又は隊長として 3 年以上の功労者
	② 団委員	団委員として通算5年以上にわたる功労者
	③ 団委員長	団委員長として通算3年以上にわたる功労者
	④ 各種委員	各種委員会委員として通算4年以上にわたる功労者
	⑤ 県連役員	県連役員として通算4年以上にわたる功労者
	⑥ 特に功労の あったもの	功労の対象者は下記のものが任務を遂行した後とする a 派遣隊指導者 b 県連行事に支援協力した団体又は個人(非加盟員を含む)

ただし次のことを考慮する。

* 単に在年年数のみでなく、それに伴う功績があること。

* 物故者及び高齢者の勇退の場合は経験年数を短縮する。

附 則

この基準は、昭和46年 7 月24日から適用する。

この基準は、昭和55年 6 月 8 日から適用する。

この基準は、平成 4 年 6 月 8 日から適用する。

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(令和6年日本連盟規程変更に伴う分と差し替え)

(令和6年佐賀県連盟 表彰基準の改定)

ボイスカウト佐賀県連盟 表彰に関する推薦要領

1 被推薦者と推薦者

被推薦者	推薦者
隊指導者・団委員	団委員長
団委員長	団担当コミッショナー
各種委員会委員	理事
県連役員	名誉会議
功労者・団体	名誉会議

2 推薦手続

団、団担当コミッショナー及び理事からの推薦手続は、次のとおりとする。

- (1) 日本連盟又は県連盟の表彰の推薦は、県連盟名誉会議開催日2週間前までに県連事務局宛提出する。
ただし、緊急の贈呈の場合は、その限りではない。
- (2) 表彰の推薦の様式は、原則として県連盟表彰申請書を使用する。
- (3) 表彰申請書は2部作成し、1部を提出する。

3 推薦上の留意事項

- (1) 「表彰基準」にいう、財政的功労者・団体及び特に功労のあった者・団体とは、原則としてブロック及び県連盟若しくは日本連盟に対するものであり、団に対するものについては、団において表彰する。
- (2) 「表彰基準」にいう、有功章・褒状の対象者の推薦にあたって、具体的功績の記載がなく、年数のみの場合は対象外とする。
- (3) 表彰申請書の記載は、楷書とする。